

## 浪江町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度を利用し、浪江町（以下「本町」という。）の取組を応援いただける寄附者を増やし、本町の魅力を発信するとともに地元特産品等のPR・販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2 協力事業者の要件

次の要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等を有している法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者ではない事業者であること。
- (5) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、本町がふるさと納税業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。

### 3 委託事業者

本町においては、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託しています。返礼品が採用となった場合には、下記の委託事業者と打合せ等を行っていただきます。

#### 【委託事業者】

事業者名：株式会社 J T B

住 所：大阪府大阪市中央区久太郎町 2-1-25 J T Bビル 4 階

### 4 募集する返礼品

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号のいずれかに該当するもので、次の要件を全て満たしている商品等とします。

- (1) 本町の魅力が伝わるものであり、本町の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
- (2) 安定した供給が見込まれる品質及び数量を有するものであること。ただし、期間限定又は数量限定で提供するものを除く。
- (3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、その他の関係法令等を遵守しているものであること。
- (4) 各業界又は業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされているものであること。

- (5) 金券等の換金性又は資産性が高いものでないこと。
- (6) 返礼品が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限又は消費期限が確保されるものであること。
- (7) 返礼品が体験、宿泊等の役務を提供するものである場合は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 転売及び譲渡の防止措置を講じた利用券等を発行するものであること。
  - イ 利用期限が利用券等を発行した日から1年以内であること。ただし、期間限定又は日時指定の役務を除く

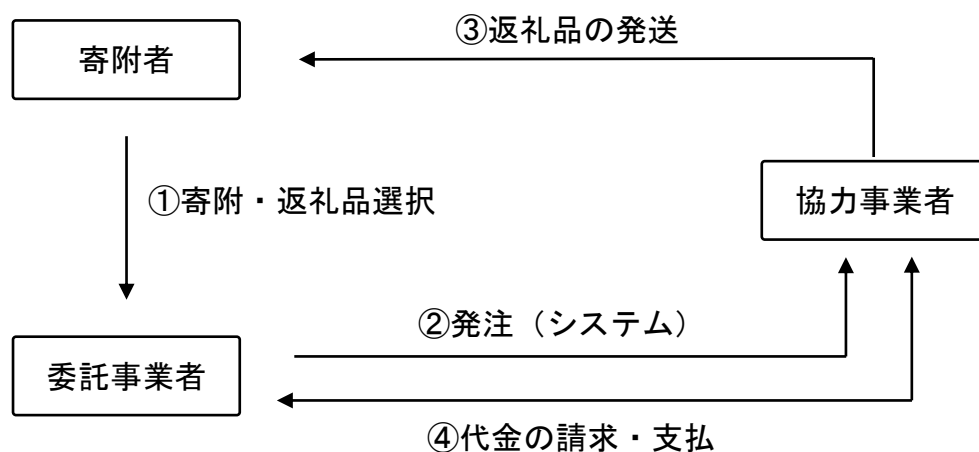
## 5 返礼品の価格及び寄附金額の設定

返礼品の価格(送料を除く)は、商品代に梱包代、箱代及び消費税を含むものとし、寄附金額の3割以内とします。

## 6 費用負担

- (1) 返礼品代金と送料は、寄附額の35%を超えない範囲で委託事業者を通じて町が負担します
- (2) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本町は一切負担しません。

## 7 事務の流れ



## 8 申込み方法

別紙「浪江町ふるさと納税協力事業者参加申込書」に必要事項を記入し、「15 申込み・問合せ先」まで、電子メール又は郵送により提出してください。返礼品の登録方法等について、委託事業者から連絡させていただきます。

## 9 返礼品の登録

返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載順序は本町に一任していただきます。

## 10 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 協力事業者が、登録解除を申し出たとき。
- (2) 協力事業者又は返礼品が「2 協力事業者の要件」「4 募集する返礼品」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき
- (6) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 11 協力事業者の責務について

- (1) 協力事業者は、返礼品の品質、性能等に対する苦情や事故、発送に遅延が生じたときは、責任を持って誠実に対応しなければならない。また、速やかに委託事業者へ申し出るものとする。
- (2) 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守すること。
- (3) 寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的での使用を禁止する。ただし、返礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から協力事業者へ商品申込み等で入手された個人情報は対象外とする。

## 12 返礼品代金の支払いについて

- (1) 協力事業者が発送した返礼品について、委託事業者が月末締めで発送数の集計を行い、支払通知書により協力事業者へ金額の通知を行います。支払通知書の内容に基づき、返礼品発送月の翌月末日に委託事業者より返礼品に係る代金をお支払いします。
- (2) 協力事業者は、支払通知書を受け取り後、内容を確認し、誤りがある場合は委託事業者へ申し出てください。

## 13 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、返礼品名、協力事業者名等が掲載されます。
- (2) 町の公式ホームページなどから上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (3) 返礼品の発送時に、協力事業者のパンフレット等を同封いただくことで、協力事業者の販売促進、PRが可能です。

#### 14 その他留意事項

- (1) この要項に適合しても、本町が返礼品として適当でないと判断した場合は、登録しないことがあります。
- (2) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとします。

#### 15 申込み・問合せ先

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 企画財政課財政係 ふるさと納税担当

電話：0240-34-0253 FAX：0240-34-4593

メール：[namie12040@town.namie.lg.jp](mailto:namie12040@town.namie.lg.jp)